

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

平成22年

目 次

議案第 1 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処 分の承認について……………	1
議案第 2 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に関す る専決処分の承認について……………	3
議案第 3 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に関す る専決処分の承認について……………	6
議案第 4 号	平成21年度鎌倉市一般会計補正予算に関する専決処分の承認 について……………	9
議案第 5 号	平成21年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算に関す る専決処分の承認について……………	21
議案第 6 号	市道路線の廃止について……………	40
議案第 7 号	市道路線の認定について……………	49
議案第 8 号	工事請負契約の締結について……………	60
議案第 9 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……	64
議案第 10 号	あおぞら園業務に起因する事故による市の義務に属する損害 賠償の額の決定について……………	65
議案第 11 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	66
議案第 12 号	建設工事委託に関する基本協定の締結について……………	67
議案第 13 号	改築工事委託に関する基本協定の締結について……………	71
議案第 14 号	鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	75
議案第 15 号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	77
議案第 16 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	79
議案第 17 号	平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）……………	82
報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	85
報告第 2 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	86
報告第 3 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	87
報告第 4 号	継続費の通次繰越しについて……………	88
報告第 5 号	繰越明許費について……………	90
報告第 6 号	繰越明許費について……………	94
報告第 7 号	事故繰越しについて……………	96

議案第 1 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に
関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成22年3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「、前項」を「、同項」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第29条の3第1項中「第2項本文」の次に「（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条同項」を「同項」に改める。

第29条の4第1項中「（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同条第2項中「第29条の2第2項ただし書」を「第29条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鎌倉市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2から第29条の4までの規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第29条の2第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

議案第 2 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成22年3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった」の次に「、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった」を加え、「増加又は」を「増加若しくは」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を、「なくなった日」の次に「又は特例対象被保険者等となった日」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等の特例）

第18条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の $\frac{30}{100}$ に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の $\frac{30}{100}$ に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

第25条第2項第3号を削り、同条第3項中「、当該他の市町村の被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り」を削る。

第25条の2の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第25条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項規定による届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和

50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌倉市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成22年5月20日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年 9 月条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 3 項の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

議案第 4 号

平成21年度鎌倉市一般会計補正予算に関する
専決処分の承認について

次の平成21年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成22年3月30日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成21年度鎌倉市一般会計
補正予算（第8号）

平成21年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,572,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
75 繰入金		1,468,295千円	225,800千円	1,694,095千円
	5 基金繰入金	1,267,781	225,800	1,493,581
歳 入	合 計	56,346,300	225,800	56,572,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		15,603,276千円	225,800千円	15,829,076千円
	5 社会福祉費	8,869,881	225,800	9,095,681
歳 出	合 計	56,346,300	225,800	56,572,100

平成21年度鎌倉市一般会計歳入歳出
補正予算（第8号）事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
75 繰入金	1,468,295 円	225,800 円	1,694,095 円
歳入合計	56,346,300	225,800	56,572,100

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 民生費	15,603,276 円	225,800 円	15,829,076 円
歳 出 合 計	56,346,300	225,800	56,572,100

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国（県）支出金	地 方 債	そ の 他	
冊	冊	冊	225,800 冊
			225,800

2 歳 入

(款) 75 繰入金

(項) 5 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 財政調整基金繰入金	冊 705,900	冊 225,800	冊 931,700
基金繰入金計	1,267,781	225,800	1,493,581

節		説 明
区 分	金 額	
5 財政調整基金繰入金	冊 225,800	冊

3 歳 出

(款) 15 民生費

(項) 5 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国（県） 支出金	地方債	その他
5 社会福祉総務 費	冊 3,964,003	冊 225,800	冊 4,189,803	冊	冊	冊
社会福祉費計	8,869,881	225,800	9,095,681			

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
冊 225,800	28 繰 出 金	冊 225,800	◎国民健康保険等の経費 国民健康保険事業特別会計繰出金 冊 225,800
225,800			

議案第 5 号

平成21年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算に関する専決処分の承認について

次の平成21年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成22年3月30日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成21年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第4号）

平成21年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,909,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 国民健康保険料		4,378,113円	75,900円	4,454,013円
	5 国民健康保険料	4,378,113	75,900	4,454,013
20 国庫支出金		3,716,403	△ 235,000	3,481,403
	5 国庫負担金	3,609,003	△ 235,000	3,374,003
30 県支出金		633,228	73,300	706,528
	3 県負担金	79,113	3,500	82,613
	5 県補助金	554,115	69,800	623,915
35 共同事業交付金		1,409,337	39,200	1,448,537
	5 共同事業交付金	1,409,337	39,200	1,448,537
40 繰入金		1,735,301	225,800	1,961,101
	5 他会計繰入金	1,735,300	225,800	1,961,100
50 諸収入		8,039	2,000	10,039
	10 雑入	7,037	2,000	9,037
歳 入 合 計		16,728,400	181,200	16,909,600

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 後期高齢者支援金等		1,994,742円	181,200円	2,175,942円
	5 後期高齢者支援金等	1,994,742	181,200	2,175,942
歳 出 合 計		16,728,400	181,200	16,909,600

平成21年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 国民健康保険料	4,378,113 円	75,900 円	4,454,013 円
20 国庫支出金	3,716,403	△ 235,000	3,481,403
30 県支出金	633,228	73,300	706,528
35 共同事業交付金	1,409,337	39,200	1,448,537
40 繰入金	1,735,301	225,800	1,961,101
50 諸収入	8,039	2,000	10,039
歳 入 合 計	16,728,400	181,200	16,909,600

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 保険給付費	11,704,165 円	0 円	11,704,165 円
12 後期高齢者支援金等	1,994,742	181,200	2,175,942
20 共同事業拠出金	1,497,291	0	1,497,291
25 保健事業費	168,726	0	168,726
歳 出 合 計	16,728,400	181,200	16,909,600

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国（県）支出金	地 方 債	そ の 他	
△ 239,600 千円	千円	39,200 千円	200,400 千円
69,800			111,400
7,600			△ 7,600
500			△ 500
△ 161,700		39,200	303,700

2 歳 入

(款) 5 国民健康保険料

(項) 5 国民健康保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 一般被保険者国民健康保険料	4,034,383	75,900	4,110,283
国民健康保険料計	4,378,113	75,900	4,454,013

(款) 20 国庫支出金

(項) 5 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 療養給付費等負担金	3,519,351	△ 239,600	3,279,751
20 特定健康診査等負担金	23,770	4,600	28,370
国庫負担金計	3,609,003	△ 235,000	3,374,003

(款) 30 県支出金

(項) 3 県負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 高額医療費共同事業負担金	55,342	7,600	62,942
10 特定健康診査等負担金	23,771	△ 4,100	19,671
県負担金計	79,113	3,500	82,613

節		説明
区 分	金 額	
5 医療給付費現年度分	冊 42,600	冊
10 医療給付費滞納繰越分	7,500	
15 介護納付金現年度分	6,100	
20 介護納付金滞納繰越分	1,700	
25 後期高齢者支援金現年度分	16,900	
30 後期高齢者支援金滞納繰越分	1,100	

節		説明
区 分	金 額	
5 現年度分	冊 △ 287,500	冊
10 過年度分	47,900	
5 特定健康診査等負担金	4,600	

節		説明
区 分	金 額	
5 高額医療費共同事業負担金	冊 7,600	冊
5 特定健康診査等負担金	△ 4,100	

(款) 30 県支出金

(項) 5 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 財政調整交付金	4冊 554,115	4冊 69,800	4冊 623,915

(款) 35 共同事業交付金

(項) 5 共同事業交付金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 高額医療費共同事業交付金	4冊 205,589	4冊 83,500	4冊 289,089
10 保険財政共同安定化事業交付金	1,203,748	△44,300	1,159,448
共同事業交付金計	1,409,337	39,200	1,448,537

(款) 40 繰入金

(項) 5 他会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 一般会計繰入金	4冊 1,735,300	4冊 225,800	4冊 1,961,100

(款) 50 諸収入

(項) 10 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 雑 入	4冊 1	4冊 700	4冊 701
10 一般被保険者第三者行為納付金	7,033	300	7,333
15 退職被保険者等第三者行為納付金	1	800	801
20 一般被保険者返納金	1	200	201
雑入計	7,037	2,000	9,037

節		説明
区 分	金 額	
5 財政調整交付金	冊 69,800	冊

節		説明
区 分	金 額	
5 現年度分	冊 83,500	冊
5 現年度分	△44,300	

節		説明
区 分	金 額	
25 その他一般会計繰入金	冊 225,800	冊

節		説明
区 分	金 額	
5 雑入	冊 700	冊 ◎雑入
5 一般被保険者第三者行為納付金	300	
5 退職被保険者等第三者行為納付金	800	
5 一般被保険者返納金	200	

3 歳 出

(款) 10 保険給付費

(項) 5 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国(県) 支出金	地方債	その他
5 一般被保険者 療養給付費	冊 9,862,800	冊 △46,300	冊 9,816,500	冊 △ 239,600	冊	冊 △44,300
10 退職被保険者 等療養給付費	540,379	46,300	586,679			
15 一般被保険者 療養費	164,957	△ 1,700	163,257			
20 退職被保険者 等療養費	6,927	1,700	8,627			
療養諸費計	10,609,036	0	10,609,036	△ 239,600		△44,300

(款) 10 保険給付費

(項) 10 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国(県) 支出金	地方債	その他
5 一般被保険者 高額療養費	冊 942,500	冊 △ 3,600	冊 938,900	冊	冊	冊 83,500
10 退職被保険者 等高額療養費	58,468	3,600	62,068			
高額療養費計	1,000,968	0	1,000,968			83,500

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
冊 237,600	19 負担金補助 及び交付金	冊 △46,300	◎国民健康保険給付の経費 療養給付費 冊 △46,300
46,300	19 負担金補助 及び交付金	46,300	◎国民健康保険給付の経費 療養給付費 46,300
△ 1,700	19 負担金補助 及び交付金	△ 1,700	◎国民健康保険給付の経費 療養費 △ 1,700
1,700	19 負担金補助 及び交付金	1,700	◎国民健康保険給付の経費 療養費 1,700
283,900			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
冊 △87,100	19 負担金補助 及び交付金	冊 △ 3,600	◎国民健康保険給付の経費 高額療養費 冊 △ 3,600
3,600	19 負担金補助 及び交付金	3,600	◎国民健康保険給付の経費 高額療養費 3,600
△83,500			

(款) 12 後期高齢者支援金等

(項) 5 後期高齢者支援金等

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国 (県) 支出金	地方債	その他
5 後期高齢者支援金	冊 1,994,432	冊 181,200	冊 2,175,632	冊 69,800	冊	冊
後期高齢者支援金 等計	1,994,742	181,200	2,175,942	69,800		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
冊 111,400	19 負担金補助 及び交付金	冊 181,200	◎後期高齢者支援の経費 後期高齢者支援金 冊 181,200
111,400			

(款) 20 共同事業拠出金

(項) 5 共同事業拠出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国(県) 支出金	地方債	その他
5 高額医療費共 同事業拠出金	冊 256,531	冊 0	冊 256,531	冊 7,600	冊	冊
共同事業拠出金計	1,497,291	0	1,497,291	7,600		

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
冊 △ 7,600		冊	冊
△ 7,600			

(款) 25 保健事業費

(項) 3 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国(県) 支出金	地方債	その他
5 特定健康診査 等事業費	冊 146,539	冊 0	冊 146,539	冊 500	冊	冊

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
冊 △ 500		冊	冊

議案第 6 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	長 谷 五 丁目	412番9	長 谷 五 丁目	412番4	3.24～9.20	127.20	612.33	1
2	長 谷 五 丁目	425番1	長 谷 五 丁目	425番1	1.21	14.29	17.29	2
3	長 谷 五 丁目	414番3	長 谷 五 丁目	414番11	0.91	7.98	7.26	3
4	大 町 四 丁目	1877番8	大 町 四 丁目	1864番	1.20～5.60	159.37	422.34	4

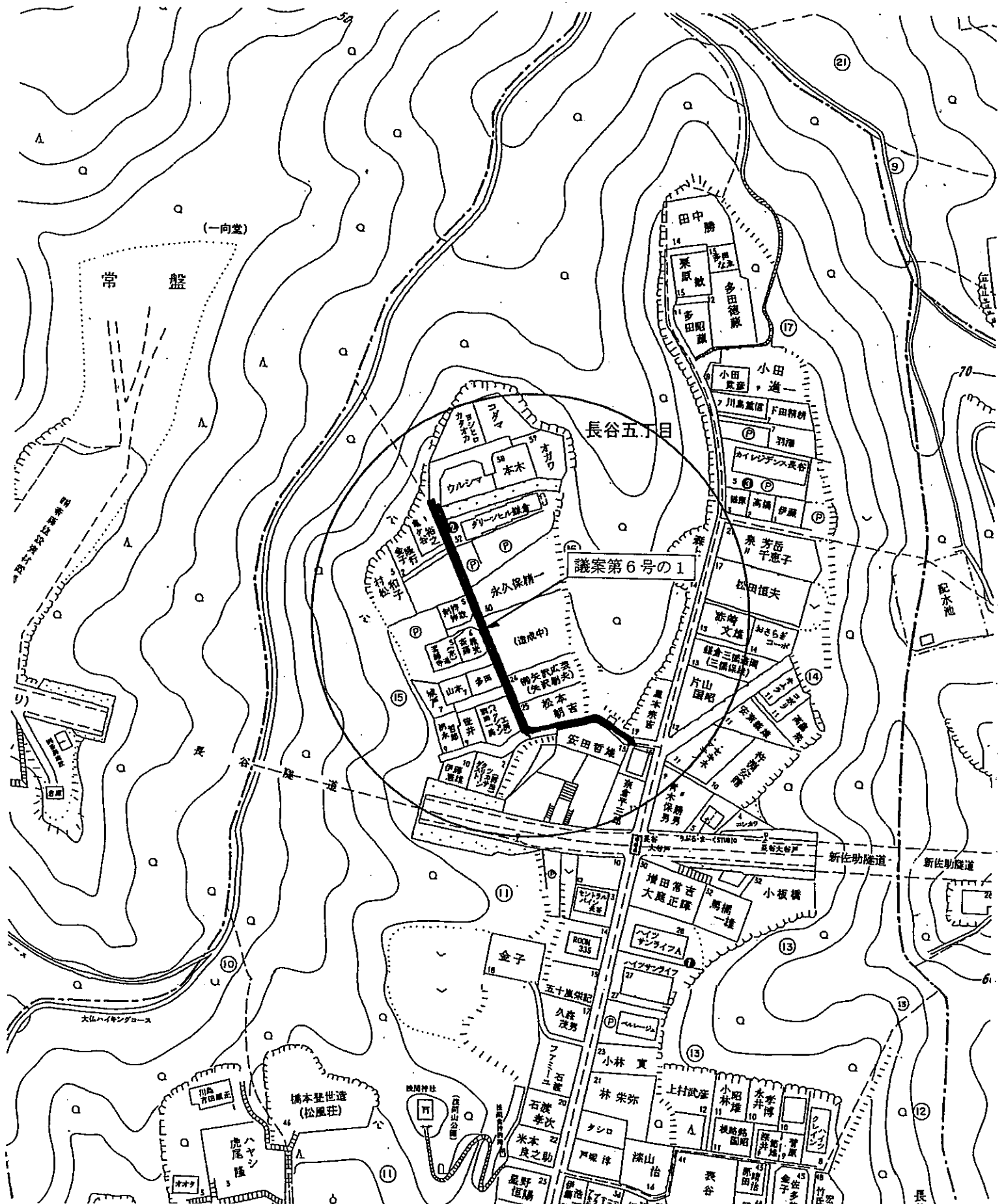
案内図

凡例



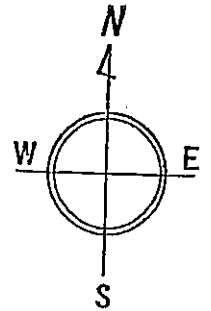
廃止箇所

図面番号 1



公図写

図面番号 1



終点・長谷五丁目 4 1 2 番 4

議案第 6 号の 1

市道 0 2 7 - 0 1 7 号線

起点・長谷五丁目 4 1 2 番 9

図面番号 2

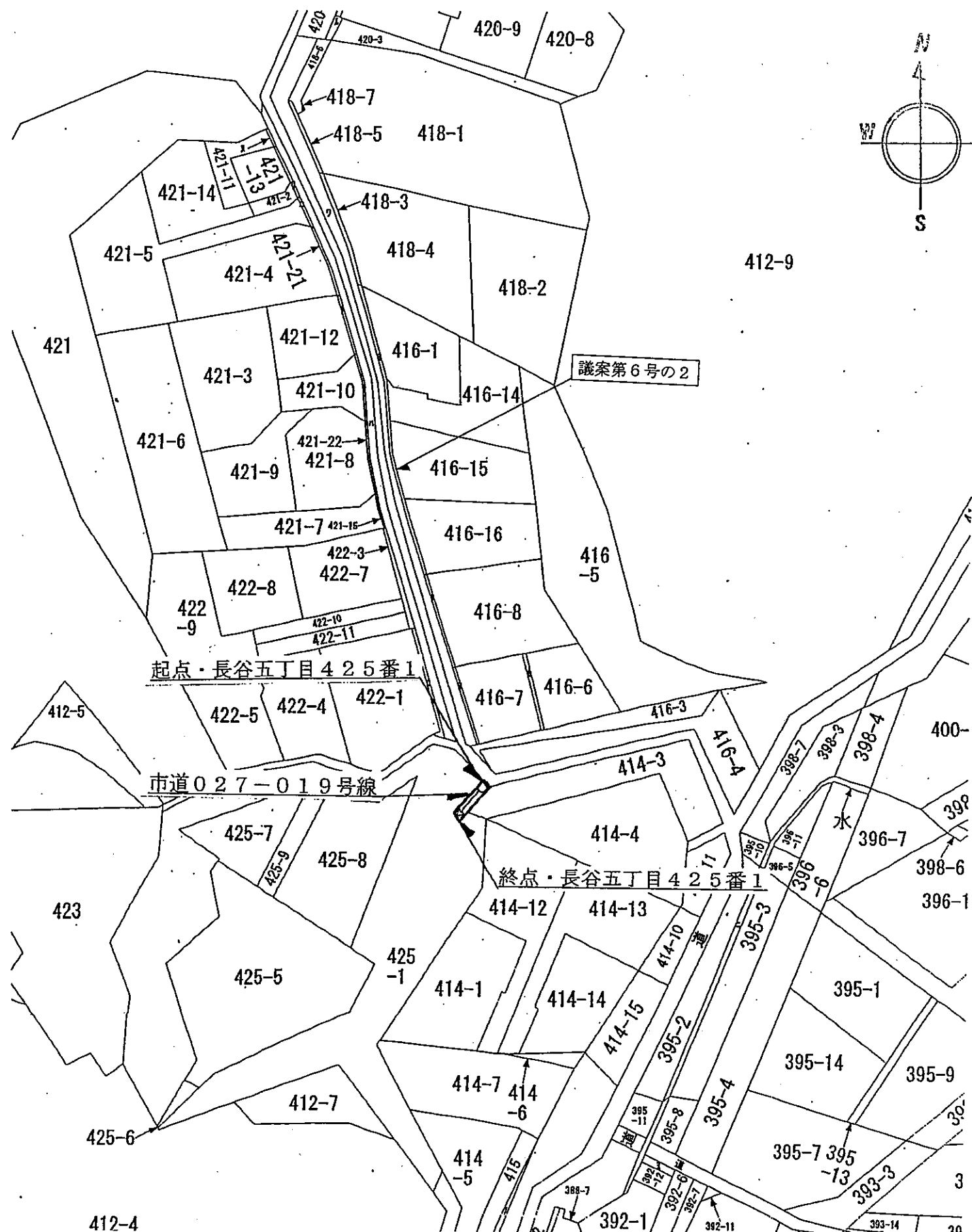
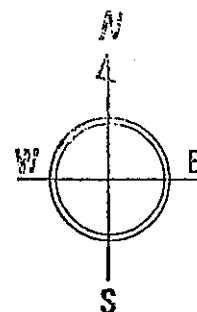
廢止箇所

図面番号 2



公図写

図面番号 2



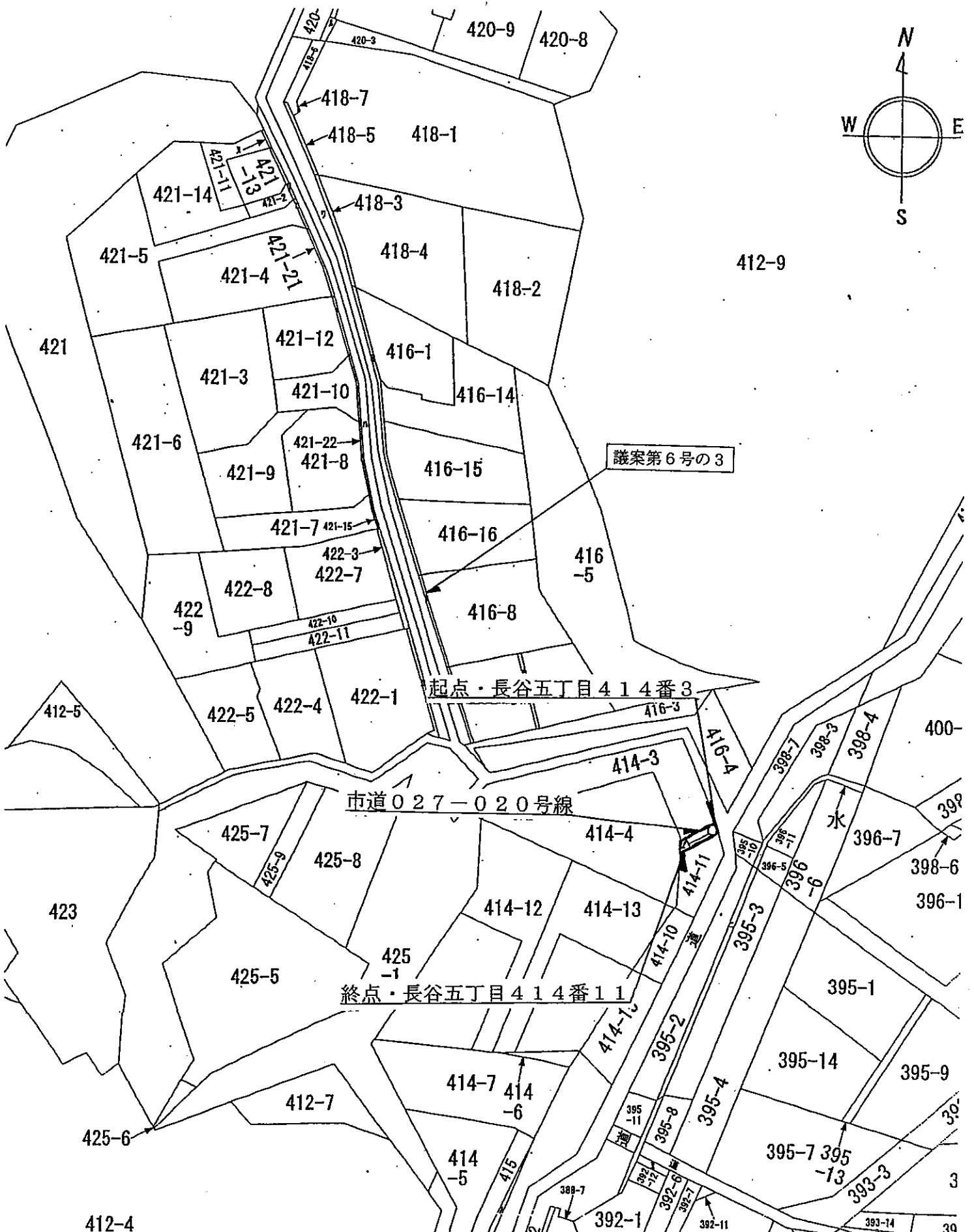
図面番号 3

廢止箇所

図面番号 3



図面番号 3



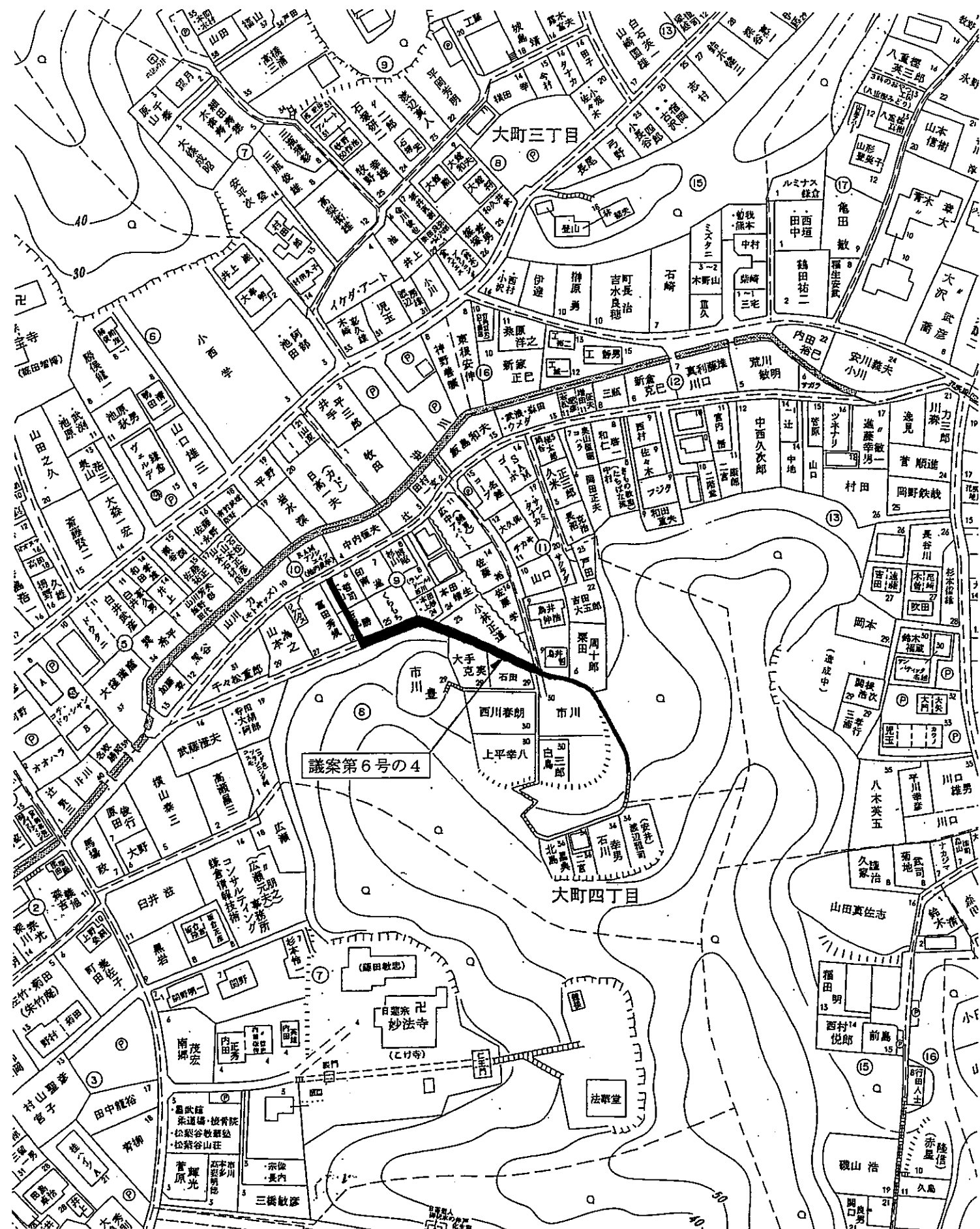
案内図

凡例



廃止箇所

図面番号 4



図面番号 4



議案第 7 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	長 谷 五 丁目	396番11	長 谷 五 丁目	412番4	3.09～10.04	138.56	675.66	1
2	上 町 屋 字 谷 戸	761番14	上 町 屋 字 谷 戸	761番9	4.50～ 9.51	35.44	217.19	2
3	城 廻 字 打 越	41番14	城 廻 字 打 越	41番8	5.00～ 9.28	51.90	299.06	3
4	大 町 四 丁目	1859番8	大 町 四 丁目	1876番	3.17～ 5.60	73.64	279.47	4
5	大 町 四 丁目	1866番2	大 町 四 丁目	1864番	1.83～ 2.14	58.46	110.04	5

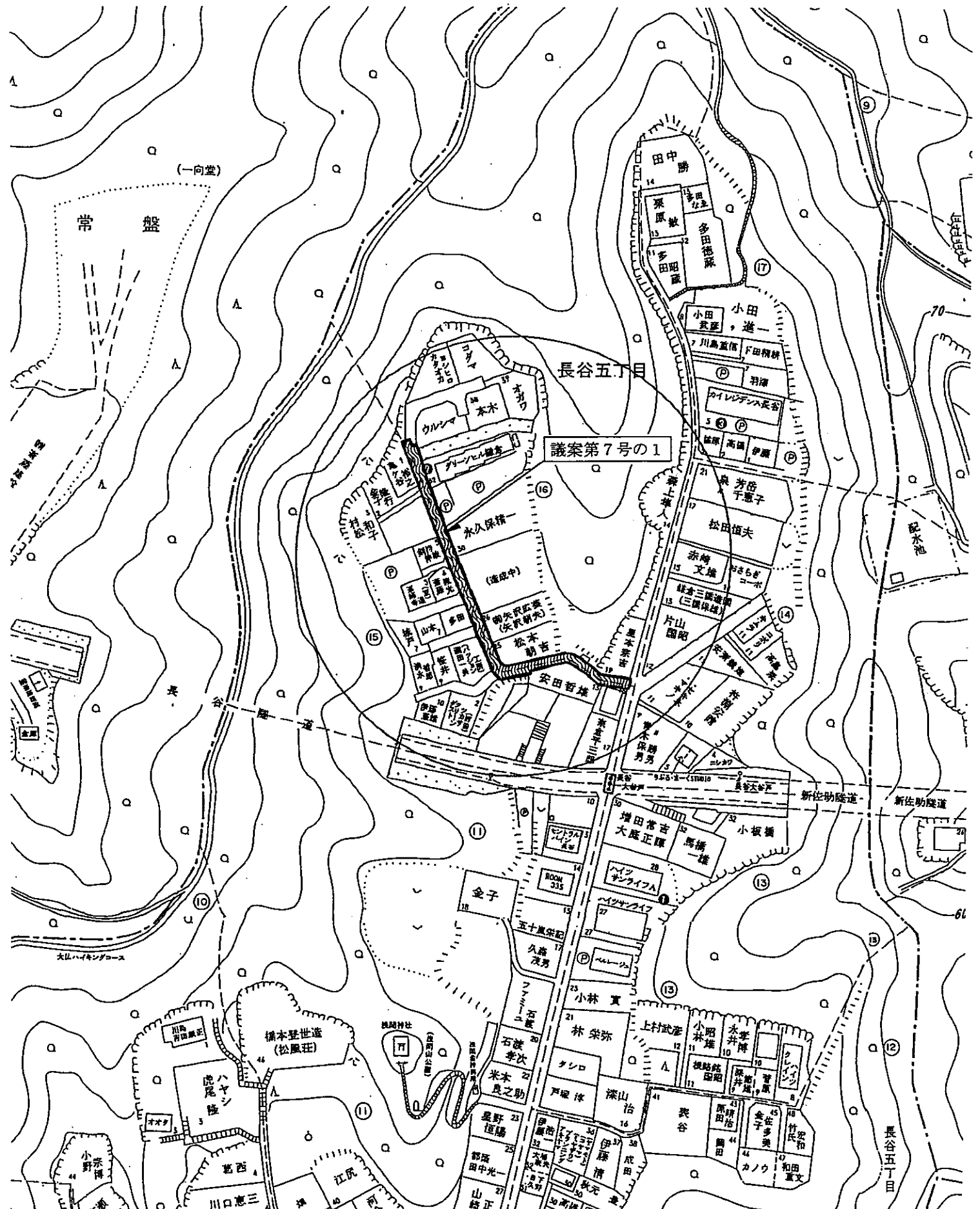
案内図

凡例



認定箇所

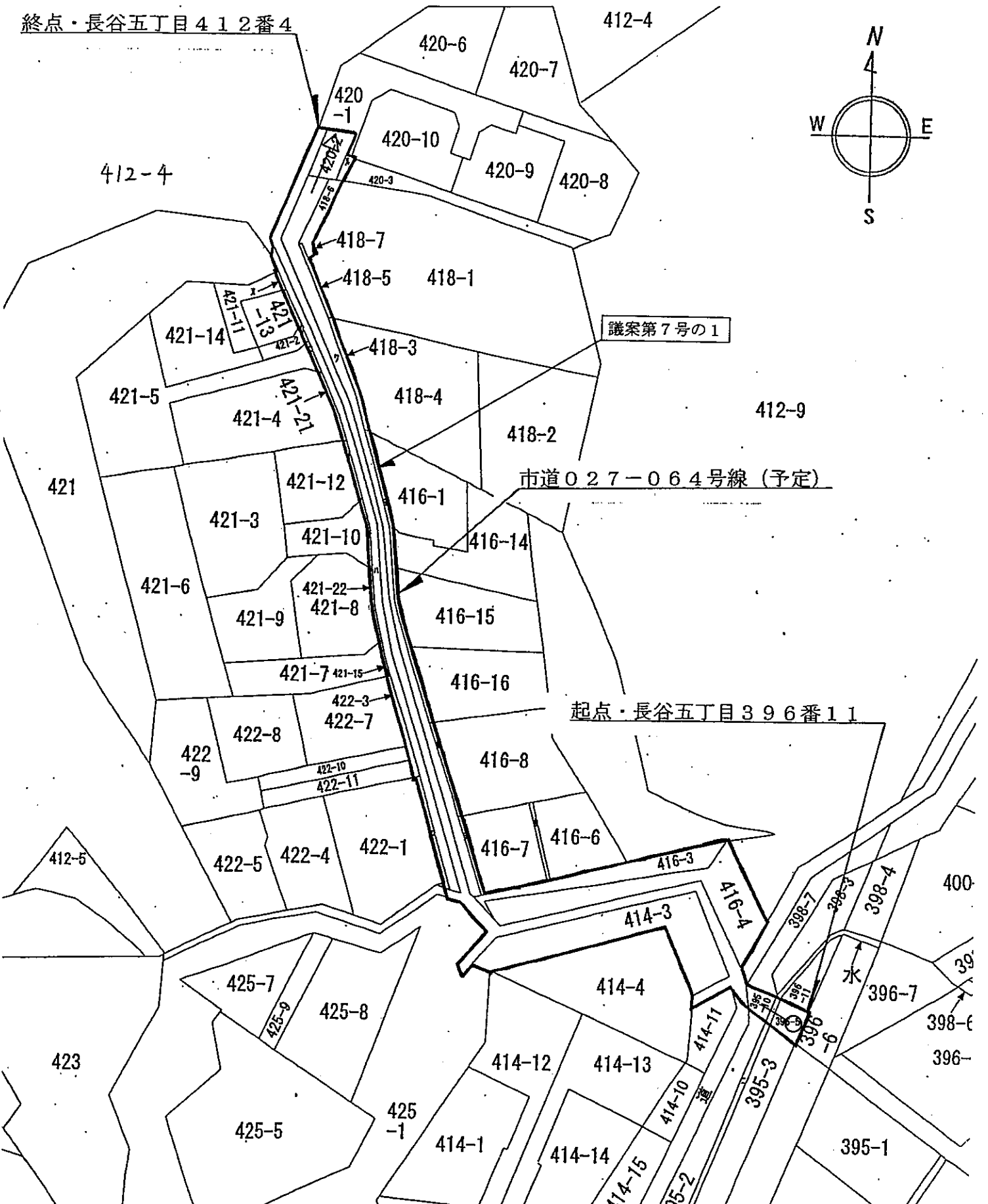
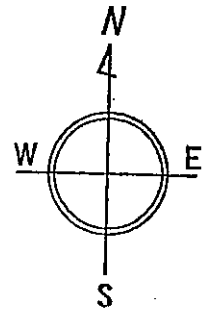
図面番号 1



公図写

図面番号 1

終点・長谷五丁目 4 1 2 番 4



起点・長谷五丁目 3 9 6 番 1 1

市道 0 2 7 - 0 6 4 号線 (予定)

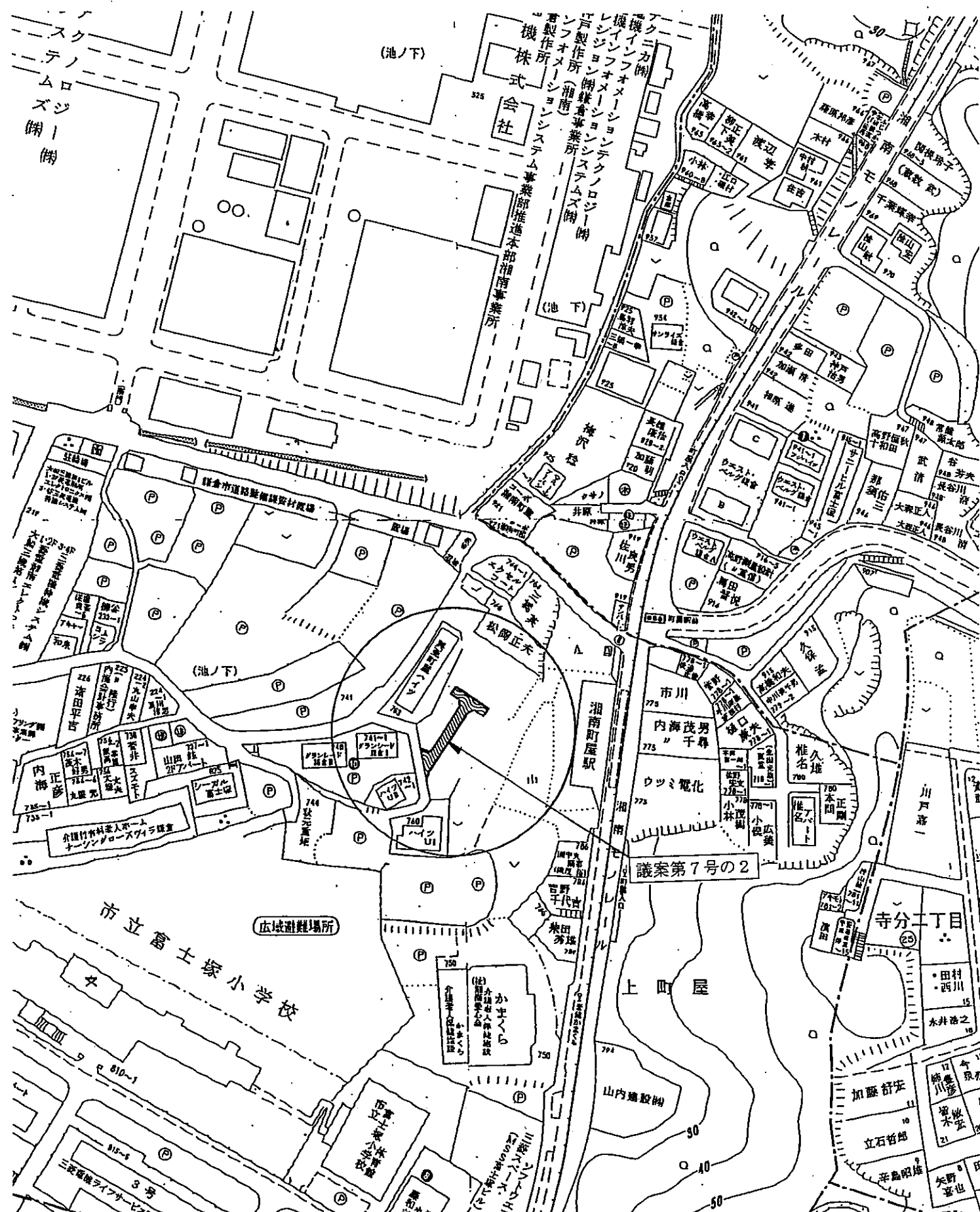
議案第 7 号の 1

図面番号 2

凡例

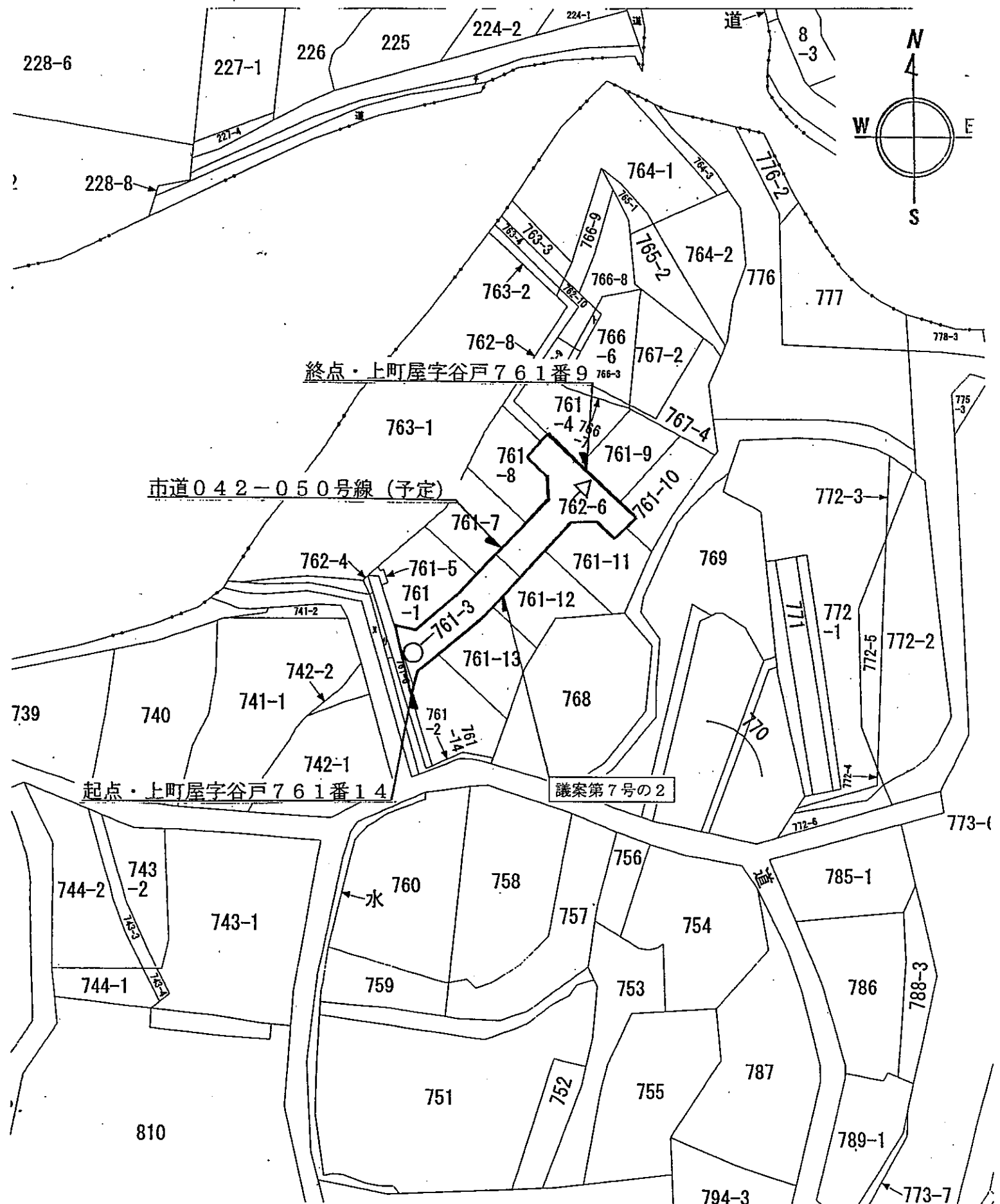


認定箇所



公図写

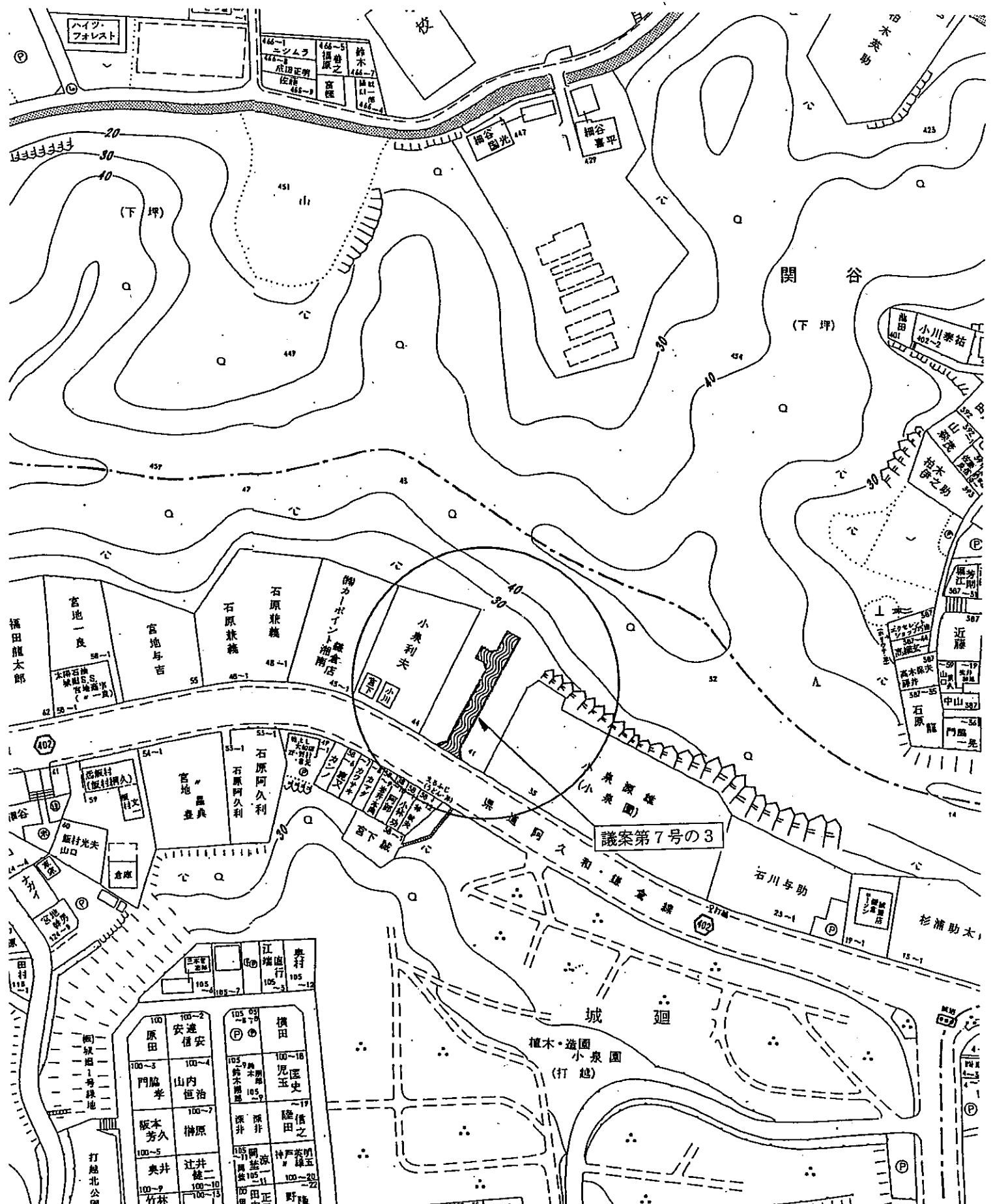
図面番号 2



図面番号 3

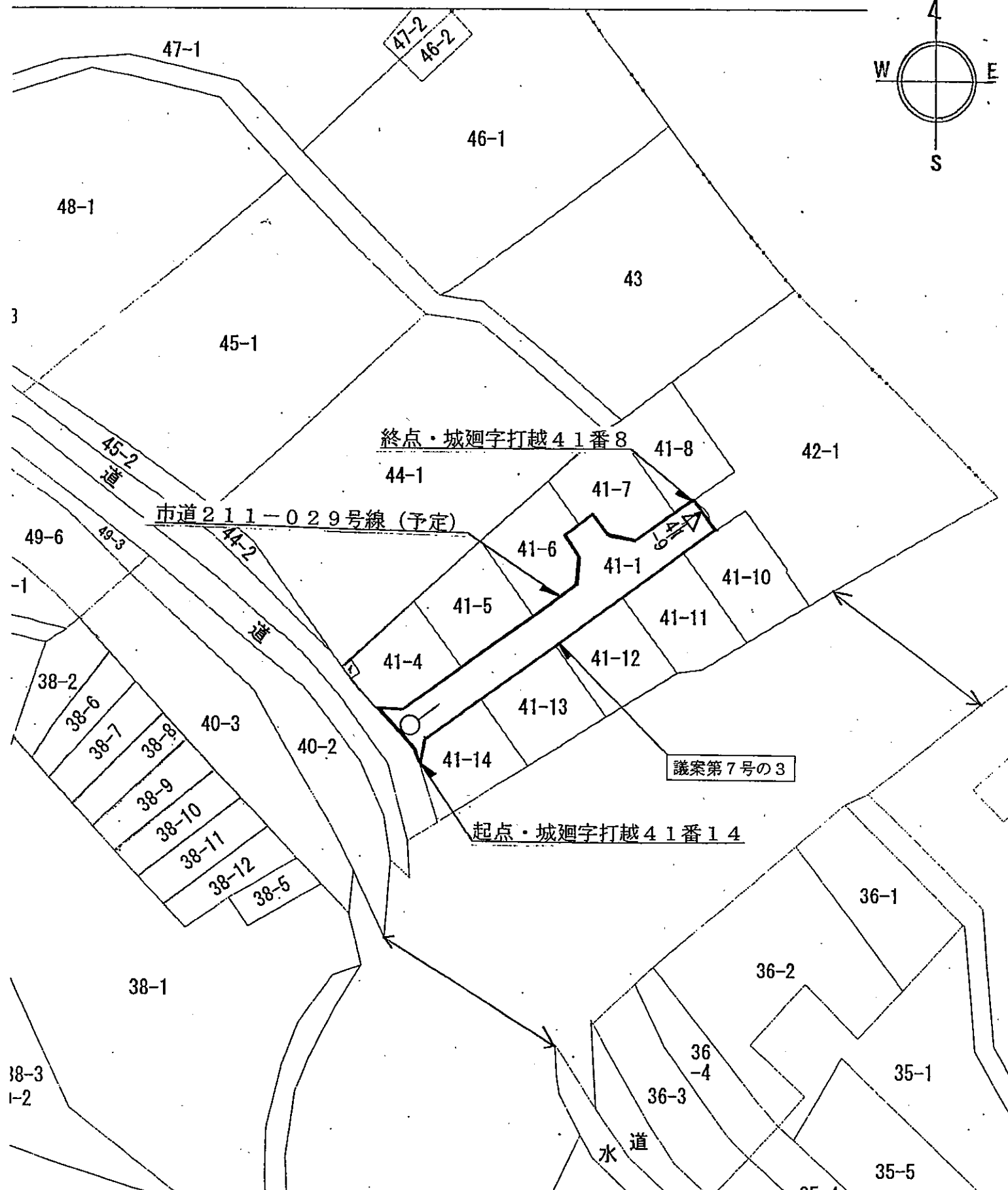


認定箇所



図面番号 3

図面番号 3



図面番号 4

認定箇所

図面番号 4



図面番号 4

図面番号 4



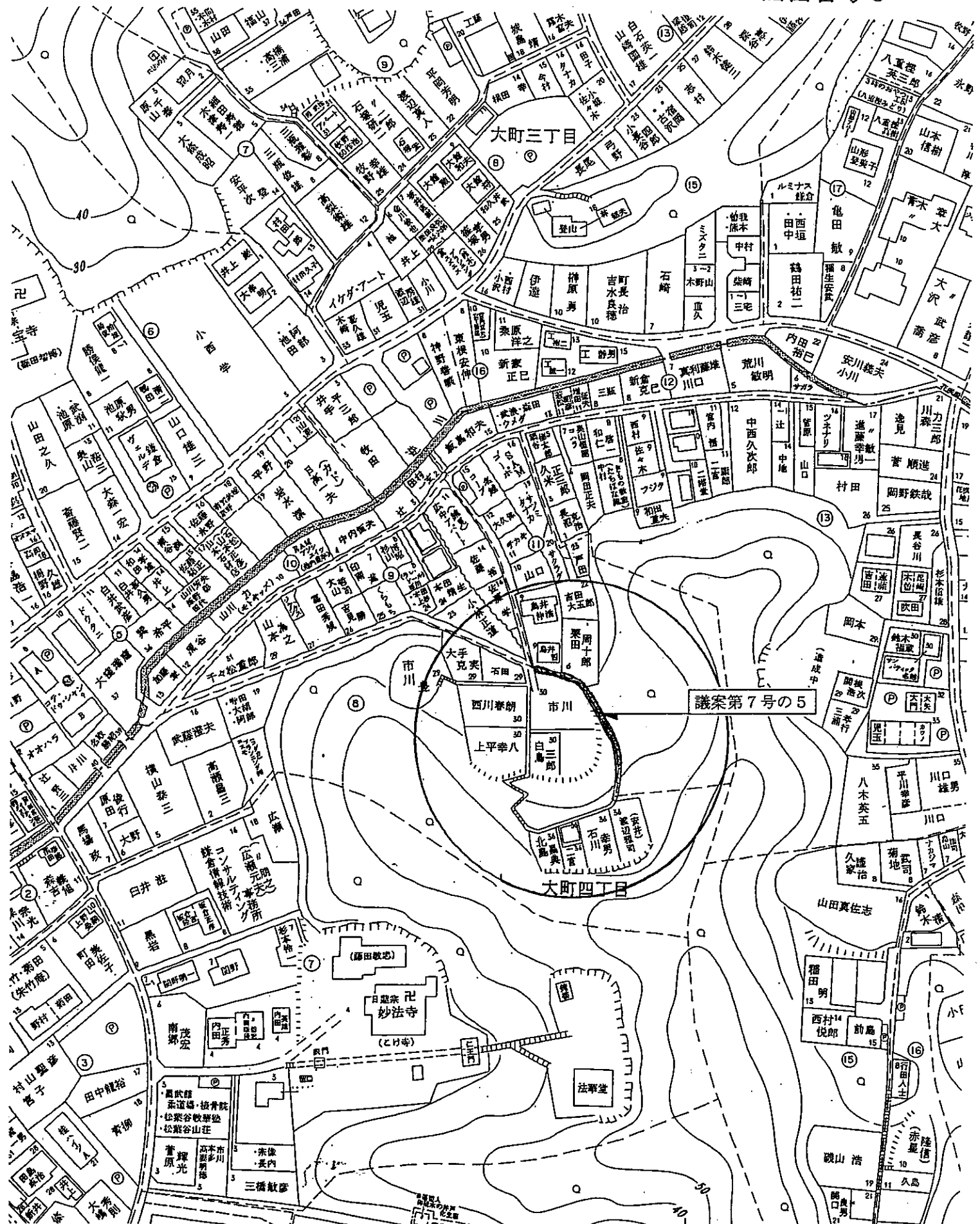
案内図

凡例



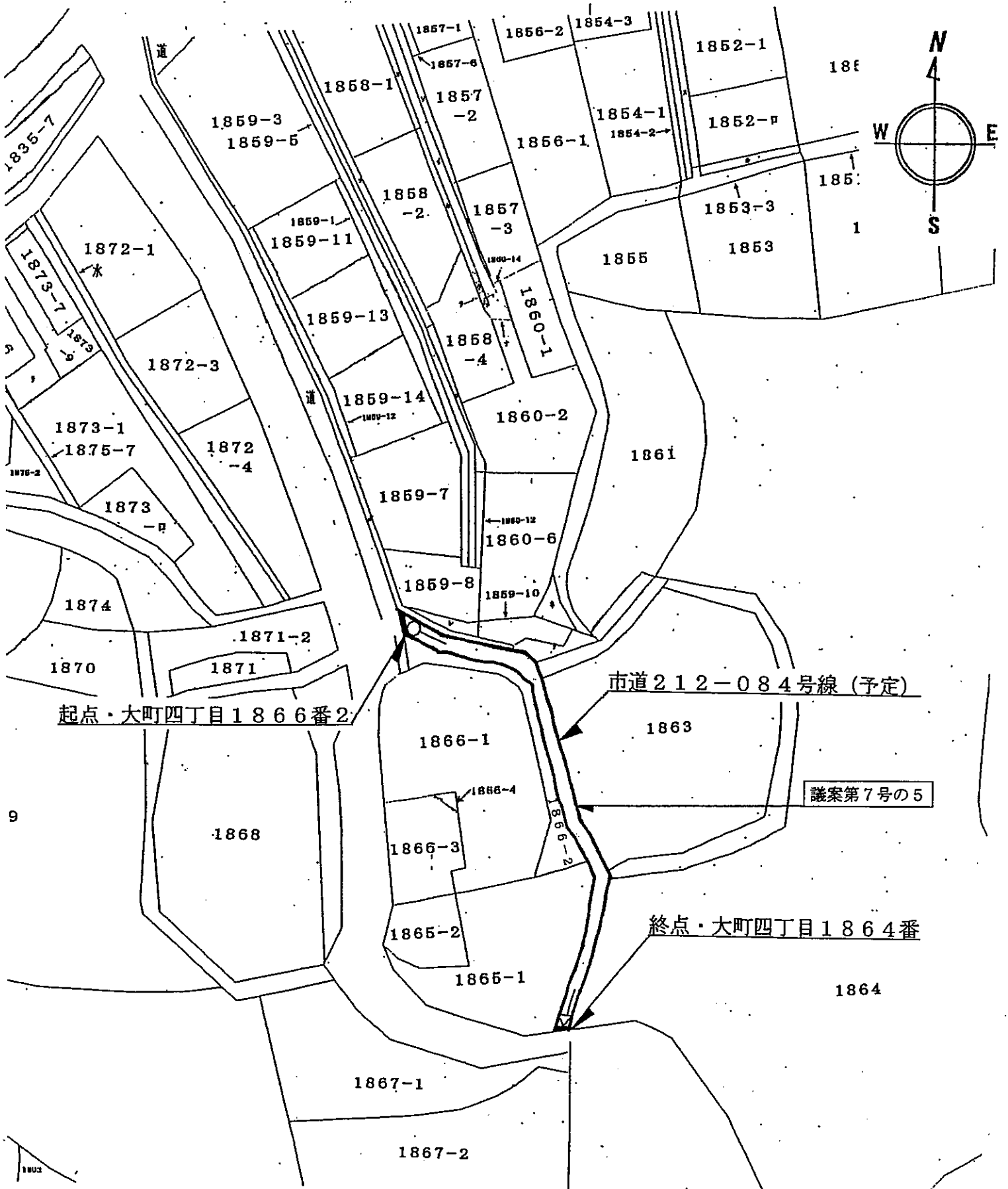
認定箇所

図面番号 5



公図写

図面番号 5



議案第 8 号

工事請負契約の締結について

本市は、平成22年度腰越漁港改修整備工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 平成22年度腰越漁港改修整備工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市腰越二丁目 9 番先
- 3 契 約 金 額 209,160,000円
- 4 請 負 契 約 者 横浜市西区北幸二丁目 8 番19号
西松建設株式会社 横浜支店
支店長 中 村 仁 丸

「参 考」

工事請負仮契約書

工 事 名 称	平成22年度 腰越漁港改修整備工事											
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目9番 先											
請 負 代 金 額			¥	2	0	9	1	6	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	9	9	6	0	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）											
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。												

上記の工事について発注者「鎌倉市」を甲とし、請負者「西松建設株式会社 横浜支店」を乙とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 22 年 5 月 25 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

印

乙 横浜市西区北幸二丁目8番19号
西松建設株式会社 横浜支店
支店長 中 村 仁 丸

印

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
②土工	土工 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 有 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 有 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用
⑥その他 (護岸撤去)	その他の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 _____ 0 円 (税込)

(請負者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 189,000 円 (税込)

(請負者の見積金額)

別 紙

特 定 建 設 資 材 廃 棄 物 の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊	前田道路(株)横浜合材工場	神奈川県横浜市栄区上郷町1563-30
建設発生木材	(株)大空リサイクルセンター	神奈川県相模原市南区麻溝台にの原3120

※ 請負者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

議案第 9 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の
決定について

平成20年11月4日、鎌倉市浄明寺三丁目13番27号先路上で発生した、環境部名越グリーンセンター所属のじん芥収集車による交通事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|--------|------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 2,696,550円 |
|---|--------|------------|

- ## 2 損害賠償の相手方

議案第 10 号

あおぞら園業務に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成22年3月3日、鎌倉市笛田三丁目35番5号先路上で発生した事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 損害賠償の額 22,050円

- ## 2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

議案第 11 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成22年4月6日、鎌倉市常盤923番地先で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 935,519円 |
|---|--------|----------|

- ## 2 損害賠償の相手方

議案第 12 号

建設工事委託に関する基本協定の締結について

本市は、鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事委託について、次のとおり基本協定を締結するものとする。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 協定の名称 鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事委託に関する基本協定
- 2 協定の金額 269,300,000円
- 3 協定の期間 平成22年度から平成23年度まで
- 4 協定の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 曾小川 久貴

鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事委託に関する基本協定

鎌倉市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設に関し、次のとおり協定を締結する。

（この協定の目的）

第1条 この協定は、鎌倉市公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を乙に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第2条 甲は、乙に対し、鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事（以下「建設工事」という。）を委託する。

2 前項の建設工事の委託の対象及びその範囲は、別記のとおりとする。

（着手及び完成予定）

第3条 建設工事は、平成22年度に着手し、その完成予定は平成23年度とする。

2 前項の完成予定は、設計内容の変更、国の毎年度の予算の配布状況等により、甲と乙とが協議して変更することができるものとする。

（予算概算事業費）

第4条 建設工事の予定概算事業費は、金269,300,000円とする。

2 設計内容の変更、賃金又は物価の変動等により、前項の費用を変更する必要がある場合は、甲と乙とが協議してこの協定を変更することができるものとする。

（建設工事の実施）

第5条 乙は、甲が毎年度予算に計上する範囲内において、年度実施協定で定めるところにより、建設工事を行う。

2 乙は、甲が指示する設計書により、乙が定める日本下水道事業団会計規程等に基づき、建設工事を施行するものとする。

3 乙は、前項の設計書により難しいときは、速やかに甲に協議するものとする。

4 乙が建設工事の途中において第2項の設計を変更する必要があると認めたときは、そのつど、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（土地の取得等）

第6条 建設工事に必要な土地の取得その他損失補償は、甲が行う。

（行政上の手続）

第7条 建設工事を施行するため必要となる行政上の手続は、甲と乙とが協議して、それぞれ行うものとする。

（費用の支払）

第8条 建設工事に要する費用は、甲が負担する。

2 甲は、前項の費用を年度実施協定で定めるところにより、乙に支払う。

（報告等）

第9条 乙は、建設工事に関し建設業者と工事請負契約を締結したときは、速やかに甲にその概要を通知するものとする。

2 甲は、建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(損害の負担等)

第10条 建設工事の施行に伴う損害で、乙の責めに帰すべき原因によるものは乙が、天災その他の原因によるものは甲が、それぞれ負担するものとする。

2 乙が建設工事に関し建設業者と締結する工事請負契約（ただし、随意契約によるものを除く。）に関して入札談合があった場合には、甲と乙は協議して当該入札談合に係る損害賠償請求を行うものとする。

(年度実施協定)

第11条 甲と乙とは、この協定を実施するため、第4条第1項の予定概算事業費の範囲内において各年度に行う建設工事の内容及びその範囲、費用、施設の引渡しその他必要な事項について年度実施協定を毎年度締結するものとする。

(この協定の効力)

第12条 この協定は、この協定に基づくすべての年度実施協定がその効力を失う日まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項及び次条（第10条第2項の規定に係るものに限る。）の規定は、乙が建設工事に関し建設業者と当該工事請負契約を締結した日から20年を経過した日までその効力を有する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また、同様とする。

(この協定の成立)

第14条 この協定は、鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鎌倉市条例第6号）第2条に基づく鎌倉市議会の議決を経るまでは仮協定とし、当該議決を経たときは、本協定として成立するものとする。

2 甲は、誠意をもって前項の議決を得るべく手続きをとるものとし、当該議決を得たときは、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
代表者 市長 松尾 崇

乙 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
代表者 理事長 曾小川 久貴

(別記)

建設工事の委託の対象及びその範囲

1 建設工事の対象

終末処理場

名 称 鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場
位 置 神奈川県鎌倉市山崎 3 5 4 番地 2
排除方法 分流式
処理方式 標準活性汚泥法
処理能力 日最大 4 6 . 7 千立方メートル／日
(全体 6 5 . 4 千立方メートル／日)

2 委託の範囲

終末処理場

施 設	工事内容	施設能力	数 量	備 考
汚泥濃縮施設	機械設備工事 (増設)		一式	
監視制御施設	電気設備工事 (増設)		一式	
汚泥処理運転操作施設	電気設備工事 (増設)		一式	
汚泥処理計装施設	電気設備工事 (増設)		一式	

議案第 13 号

改築工事委託に関する基本協定の締結について

本市は、鎌倉市公共下水道七里ガ浜下水道終末処理場の改築工事委託について、次のとおり基本協定を締結するものとする。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 協定の名称 鎌倉市公共下水道七里ガ浜下水道終末処理場の建設工事（第三期改築更新）委託に関する基本協定
- 2 協定の金額 1,865,000,000円
- 3 協定の期間 平成22年度から平成24年度まで
- 4 協定の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 曾小川 久貴

鎌倉市公共下水道七里ガ浜下水道終末処理場の建設工事（第三期改築更新）委託
に関する基本協定

鎌倉市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、鎌倉市公共下水道七里ガ浜下水道終末処理場の建設に関し、次のとおり協定を締結する。

（この協定の目的）

第1条 この協定は、鎌倉市公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を乙に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第2条 甲は、乙に対し、鎌倉市公共下水道七里ガ浜下水道終末処理場の建設工事（第三期改築更新）（以下「建設工事」という。）を委託する。

2 前項の建設工事の委託の対象及びその範囲は、別記のとおりとする。

（着手及び完成予定）

第3条 建設工事は、平成22年度に着手し、その完成予定は平成24年度とする。

2 前項の完成予定は、設計内容の変更、国の毎年度の予算の配布状況等により、甲と乙とが協議して変更することができるものとする。

（予定概算事業費）

第4条 建設工事の予定概算事業費は、金1,865,000,000円とする。

2 設計内容の変更、賃金又は物価の変動等により、前項の費用を変更する必要がある場合は、甲と乙とが協議してこの協定を変更することができるものとする。

（建設工事の実施）

第5条 乙は、甲が毎年度予算に計上する範囲内において、年度実施協定で定めるところにより、建設工事を行う。

2 乙は、甲が指示する設計書により、乙が定める日本下水道事業団会計規程等に基づき、建設工事を施行するものとする。

3 乙は、前項の設計書により難しいときは、速やかに甲に協議するものとする。

4 乙が建設工事の途中において第2項の設計を変更する必要があると認めたときは、そのつど甲と乙とが協議して定めるものとする。

（土地の取得等）

第6条 建設工事に必要な土地の取得その他損失補償は、甲が行う。

（行政上の手続）

第7条 建設工事を施行するため必要となる行政上の手続は、甲と乙とが協議して、それぞれ行うものとする。

（費用の支払）

第8条 建設工事に要する費用は、甲が負担する。

2 甲は、前項の費用を年度実施協定で定めるところにより、乙に支払う。

（報告等）

第9条 乙は、建設工事に関し建設業者と工事請負契約を締結したときは、速やかに甲にその概要を通知するものとする。

2 甲は、建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。
(損害の負担等)

第10条 建設工事の施行に伴う損害で、乙の責めに帰すべき原因によるものは乙が、天災その他の原因によるものは甲が、それぞれ負担するものとする。

2 乙が建設工事に関し建設業者と締結する工事請負契約（ただし、随意契約によるものを除く。）に関して入札談合があった場合には、甲と乙は協議して当該入札談合に係る損害賠償請求を行うものとする。

(年度実施協定)

第11条 甲と乙とは、この協定を実施するため、第4条第1項の予定概算事業費の範囲内において各年度に行う建設工事の内容及びその範囲、費用、施設の引渡しその他必要な事項について年度実施協定を毎年度締結するものとする。

(この協定の効力)

第12条 この協定は、この協定に基づくすべての年度実施協定がその効力を失う日まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項及び次条（第10条第2項の規定に係るものに限る。）の規定は、乙が建設工事に関し建設業者と当該工事請負契約を締結した日から20年を経過した日までその効力を有する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

(この協定の成立)

第14条 この協定は、鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鎌倉市条例第6号）第2条に基づく鎌倉市議会の議決を経るまでは仮協定とし、当該議決を経たときは、本協定として成立するものとする。

2 甲は、誠意をもって前項の議決を得るべく手続をとるものとし、当該議決を得たときは、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市

代表者 市長 松尾 崇

乙 東京都新宿区四谷三丁目3番1号

日本下水道事業団

代表者 理事長 曾小川 久貴

(別記)

建設工事の委託の対象及びその範囲

1 建設工事の対象

終末処理場

名 称 鎌倉市公共下水道七里ガ浜下水道終末処理場
位 置 神奈川県鎌倉市七里ガ浜東五丁目3番1号
排除方式 分流式
処理方式 標準活性汚泥法
処理能力 日最大48.6千立方メートル/日
(全体48.6千立方メートル/日)

2 委託の範囲

終末処理場

施 設	工事内容	施設能力	数 量	備 考
ポンプ施設	土木工事 (更新)		一式	
共通施設その他	建築工事 (更新)		一式	
ポンプ施設	機械設備工事 (更新)		一式	
反応タンク施設	機械設備工事 (更新)		一式	
送風機施設	機械設備工事 (更新)		一式	
受変電施設	電気設備工事 (更新)		一式	
監視制御施設	電気設備工事 (更新)		一式	
水処理運転操作施設	電気設備工事 (更新)		一式	
水処理計装施設	電気設備工事 (更新)		一式	
自家発電施設	電気設備工事 (更新)		一式	

議案第 14 号

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をすることができる職員の対象の拡大等をしようとするものである。

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を削る。

第11条を第12条とし、第10条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を削り、第6条を第8条とし、第5条の2を第7条とする。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削り、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条の見出しを「（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第6条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

付 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

議案第 15 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市営住宅の管理に関し、指定管理者制度を導入するための必要な事項を定めようとするものである。

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

鎌倉市営住宅条例(平成9年9月条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第59条」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)の規定に基づき設置する市営住宅及び共同施設の管理に関し、法その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第57条を第59条とし、第56条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第57条 次に掲げる市営住宅及び共同施設の管理に関する業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 入居者の募集、入居、退去及び異動の手続に関する業務
- (2) 市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(指定管理者の指定)

第58条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 市営住宅及び共同施設の平等な利用が確保されること。
- (2) 市営住宅及び共同施設の適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。

2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、市長が別に規則で定める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第57条を第59条とし、第56条の次に次の2条を加える改正規定(指定管理者の指定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、火を使用する設備についての基準に関し、燃料電池発電設備の定義を整備するとともに、新たに個室型店舗の避難管理に関する規定を定めようとするものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「又は溶融炭酸塩型燃料電池」を「、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第30条の5第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

第38条の2の次に次の1条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第38条の3 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。以下同じ。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条第2項に規定するものその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の関係者は、個室型店舗の個室に設ける外開き戸のうち避難通路に面するもの（以下「避難通路外開き戸」という。）については、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際に避難通路外開き戸を開放した場合において、避難上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の3の改正規定及び次項の規定は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第8条の3の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の鎌倉市火災予防条例（以下「新条例」という。）第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に存するカラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。以下同じ。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条第2項に規定するものその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の個室に設ける外開き戸のうち避難通路に面するもの（以

下「避難通路外開き戸」という。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗の避難通路外開き戸が新条例第38条の3の規定に適合しないときは、当該避難通路外開き戸については、平成23年3月31日までの間、当該規定は、適用しない。

議案第 17 号

平成22年度鎌倉市一般会計
補正予算（第1号）

平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310,887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,231,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		6,838,783円	13,144円	6,851,927円
	10 国庫補助金	2,000,353	13,144	2,013,497
60 県支出金		2,783,880	74,615	2,858,495
	10 県補助金	1,260,570	74,615	1,335,185
75 繰入金		1,623,977	1,140	1,625,117
	5 基金繰入金	1,619,777	1,140	1,620,917
80 繰越金		600,000	221,052	821,052
	5 繰越金	600,000	221,052	821,052
85 諸収入		1,898,197	936	1,899,133
	25 雑入	327,496	936	328,432
歳 入 合 計		57,920,513	310,887	58,231,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		6,525,881円	3,333円	6,529,214円
	5 総務管理費	5,144,513	3,333	5,147,846
15 民生費		18,606,503	113,061	18,719,564
	10 児童福祉費	7,716,061	113,061	7,829,122
20 衛生費		5,316,138	63,568	5,379,706
	5 保健衛生費	1,370,166	63,568	1,433,734
35 商工費		666,259	105,707	771,966
	5 商工費	666,259	105,707	771,966
45 土木費		9,068,134	936	9,069,070
	20 都市計画費	6,367,020	936	6,367,956
55 教育費		6,943,438	3,282	6,946,720
	5 教育総務費	1,356,974	3,282	1,360,256
70 予備費		29,000	21,000	50,000
	5 予備費	29,000	21,000	50,000
歳 出 合 計		57,920,513	310,887	58,231,400

報告第 1 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成20年7月31日、鎌倉市台1610番地先路上で発生した、環境部
今泉クリーンセンター所属のじん芥収集車による交通事故に係る損
害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 346,860円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成22年5月10日 |

報告第 2 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成22年1月6日、鎌倉市山崎616番地6山崎浄化センター敷地内で発生した、消防本部大船消防署所属の消防自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 358,654円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 平成22年5月10日 |

報告第 3 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成22年2月24日、鎌倉市玉縄二丁目5番地2先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 438,935円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 平成22年5月14日 |

報告第 4 号

継続費の通次繰越しについて

平成21年度一般会計予算中、大船駅西口ペDESTリアンデッキ等整備事業、第一小学校体育館耐震改修事業、西鎌倉小学校体育館耐震改修事業、今泉小学校体育館耐震改修事業及び第二中学校改築事業の継続費の支払残額を平成22年度に通次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成 21 年 度 鎌 倉 市 継 続 費 繰 越 計 算 書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の額	平成21年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	国(県)支出金	特定財源	その他
45 土木費	20 都市計画費	大船駅西口ペデストリアンデッキ等整備事業	1,386,125,000	681,423,000	0	681,423,000	141,000,000	540,423,000	540,423,000	0	0		
55 教育費	10 小学校費	第一小学校体育館耐震改修事業	49,367,000	19,747,000	0	19,747,000	16,000,000	3,747,000	3,747,000	0	0		
		西鎌倉小学校体育館耐震改修事業	49,367,000	19,747,000	0	19,747,000	18,200,000	1,547,000	1,547,000	0	0		
		今泉小学校体育館耐震改修事業	49,367,000	19,747,000	0	19,747,000	12,800,000	6,947,000	6,947,000	0	0		
	15 中学校費	第二中学校改築事業	1,350,300,000	210,415,000	0	210,415,000	208,800,000	1,615,000	1,615,000	0	0		
計			2,884,526,000	951,079,000	0	951,079,000	396,800,000	554,279,000	554,279,000	0	0		

繰越明許費について

平成21年度一般会計予算中、全国瞬時警報システム改修事業、名越やすらぎセンター擁壁補強事業、子ども手当システム開発事業、女性特有のがん検診推進事業、今泉クリーンセンターボイラー取替修繕事業、腰越漁港改修整備事業、由比ガ浜海岸中央公衆トイレ建替事業、交通安全対策施設整備事業、道路維持修繕事業、深沢地区事業促進等委託事業、大船駅東口エレベーター等設計事業、鎌倉海浜公園園路崩壊復旧事業、市営梶原東住宅修繕事業、(仮称)七里ガ浜出張所設計事業、第一小学校校舎建具改修事業、第一小学校給食室ボイラー改修事業、西鎌倉小学校給食室ボイラー改修事業、山崎小学校グラウンド防球・防砂ネット設置事業及び腰越小学校屋外キュービクル改修事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成22年 6 月 9 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成21年度繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			その他	
						国(県)支出金	地方債			
			円	円	円	円	円	円	円	円
10 総務費	5 総務管理費	全国瞬時警報システム改修事業	6,081,000	5,960,000		5,960,000				0
15 民生費	5 社会福祉費	名越やすらぎセンター擁壁補強事業	6,361,000	6,361,000		6,361,000				0
15 民生費	10 児童福祉費	子ども手当システム開発事業	12,955,000	12,955,000		12,955,000				0
20 衛生費	5 保健衛生費	女性特有のがん検診推進事業	64,867,000	54,520,125		53,637,453				882,672
20 衛生費	10 清掃費	今泉クリーンセンターボイラー取替修繕事業	8,946,000	8,946,000		8,946,000				0
30 農林水産業費	5 農業水産業費	腰越漁港改修整備事業	68,000,000	68,000,000		51,000,000	14,500,000			2,500,000
40 観光費	5 観光費	由比ガ浜海岸中央公衆トイレ建替事業	52,549,000	38,261,000			27,500,000			10,761,000

平成21年度繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国(県)支出金	地方債	その他	
45 土木費	10 道路 橋りょう費	交通安全対策施設整備事業	9,500,000	9,500,000		9,500,000			0
45 土木費	10 道路 橋りょう費	道路維持修繕事業	15,000,000	15,000,000		15,000,000			0
45 土木費	20 都市計画費	深沢地区事業促進等委託事業	11,991,000	11,991,000		3,000,000			8,991,000
45 土木費	20 都市計画費	大船駅東口エレベーター等設計事業	30,000,000	30,000,000					30,000,000
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉海浜公園園路崩壊復旧事業	10,417,000	10,417,000					10,417,000
45 土木費	25 住宅費	市営梶原東住宅修繕事業	19,500,000	19,425,000				19,425,000	0
50 消防費	5 消防費	(仮称) 七里ガ浜出張所設計事業	5,145,000	5,145,000					5,145,000

平成21年度繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定 財源	未収入特定財源			
						国(県)支出金	地方債	その他	
55 教育費	10 小学校費	第一小学校校舎建具改修事業	19,308,000	19,308,000		19,308,000			0
55 教育費	10 小学校費	第一小学校給食室 ボイラー改修事業	3,518,000	3,518,000		3,518,000			0
55 教育費	10 小学校費	西鎌倉小学校給食室 ボイラー改修事業	3,980,000	3,980,000		3,980,000			0
55 教育費	10 小学校費	山崎小学校グラウンド 防球・防砂ネット設置事業	30,503,000	30,503,000		30,503,000			0
55 教育費	10 小学校費	腰越小学校屋外 キュービクル改修事業	14,396,000	14,396,000		14,396,000			0
計			393,017,000	368,186,125	0	238,064,453	42,000,000	19,425,000	68,696,672

繰越明許費について

平成21年度下水道事業特別会計予算中、七里ガ浜污水中継ポンプ場改築事業及び七里ガ浜下水道終末処理場改築事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成22年 6 月 9 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成21年度繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定 財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
10 事業費	5 下水道 整備費	七里ガ浜汚水中継ポンプ場 改築事業	87,200,000	87,200,000	0	44,472,000	38,500,000	0	4,228,000
10 事業費	5 下水道 整備費	七里ガ浜下水道終末処理場 改築事業	181,270,000	169,030,000	0	96,760,500	65,000,000	0	7,269,500
計			268,470,000	256,230,000	0	141,232,500	103,500,000	0	11,497,500

報告第 7 号

事故繰越しについて

平成21年度一般会計予算中、交通安全対策施設工事（市道013-000号線 外4路線）、平成21年度小町通り電線共同溝工事等業務委託及び鎌倉市立腰越中学校プール擁壁等改修工事について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成22年6月9日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成21年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳			支出負担 行為額	翌年繰 越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額	未収入特定財源				一般財源				
						国(県) 支出金					地方債	その他		
45 土木費	10 道路 橋りょう費	交通安全対策施設工事 (市道013-000号 線外4路線)	9,240,000	3,600,000	5,640,000	0	5,640,000	0	2,310,000	0	0	3,330,000	当初想定されていたガス管が埋設され、ガス管の移設に日時を要するため。	
45 土木費	10 道路 橋りょう費	平成21年度小町通り電線 共同溝工事等業務委託	237,396,774	0	237,396,774	0	237,396,774	0	0	155,400,000	0	81,996,774	電線引込管工事について、住民の理解が得られない状況が続き、3月末になって了解の目途がたったことから、今後の工事の工程を確保するため。	
55 教育費	15 中学校費	鎌倉市立藤越中学校ブール擁壁等改修工事	12,260,640	4,900,000	7,360,640	0	7,360,640	0	0	0	0	7,360,640	施行範囲の足洗場及びシャワー場の基礎掘下において想定外の空洞が存在することが判明し、その処理等の工事に時間を要したため。	
計			258,897,414	8,500,000	250,397,414	0	250,397,414	0	2,310,000	155,400,000	0	92,687,414		